

## 地域文化財保存利活用のための各種プラットフォーム創設について (改訂継続)

桐生市は、国内でも早くから産業遺産の指定、保全に取り組んだ産業遺産先進都市として、全国的に有名です。一方、近年ではまちづくりに必要不可欠な地域文化財の逸失が加速度的に進んでおり、軒並み危機的状況にあります。また、先般、有形文化財修復に携わる建築士の方が市内で講演を行った際、参加者から「桐生市のどこに伝建があるのか？」という質問が出され、このまちの「本当の価値」が市民に伝わっていない実態が明らかになりました。

いかに桐生市の文化資本を、市民の共有財産として将来世代に継承するべく保全していくか。そして、それらを利活用して産業観光の資源に発展させていくか。もはや調査研究を高度化させる段階ではなく、歴史まちづくりのグランドビジョンに向けて、部課を横軸で繋ぎ官民一体となった具体的なマネジメントに取り組む必要があります。よって、以下要望します。

### 一、歴史まちづくりに対する教育機会の創出

桐生の歴史と文化の理解を深めるための機会として、出前講座や歴まち動画がありますが、出前講座は受動的な活動で、そもそも知らない市民からの要請はなく、また歴まち動画も、SNSを日常的に使用しない市民の目にはとまりにくいのが現状です。よって、市役所の一階、銀行、郵便局等の待合で動画を流す、市バスやMAYUに動画QRコードを張り付ける等、市民が動画を目にする機会を増やし、興味関心を抱いた方から出前講座に発展するよう、情報発信を工夫することで、既存の良質なコンテンツを活かせると考えます。また、未来を担う市内小中学校生徒に対しても、フィールドワーク等を通じて桐生の歴史と文化を体験的に学ぶ学習内容の充実をはかり、郷土愛を育み、離市率を引き下げ、市民一人一人が、観光大使として桐生の魅力を発信できる人財に育つための教育機会の創出を要望致します。

### 二、歴史まちづくり支援法人の設立

桐生市は、市所有建造物の設計監理を市外部機関に完全委託の状態にあります。今後良質な文化財を未来に残し、市民ニーズに合うよう利活用していくためには、相談窓口の一本化のみならず、桐生地域の文化財に対する知見を有し、文化財の調査や研究、産業観光のマーケティング、文化財所有者の保全、利活用に対するマッチングやファイナンス相談等、総合的にマネジメントできる、行政機関よりも自由度が高く、歴まち審議会との連携がとりやすい中間団体が必要不可欠です。その上で、未だ数多く残る文化財級建造物等の登録、指定の推進、歴史的建造物の修復に携わる能力を備えた設計者、施工者、修理技術者、技能者育成のための活動など、将来的に桐生市の歴まち観光産業振興の中核を担う、官民連携の歴史まちづくり支援法人の設立を要望致します。

## 桐生市からの回答

### 一、歴史まちづくりに対する教育機会の創出

市の歴史と文化の理解を深めるための機会創出として提言いただきました、「市役所の一階、銀行、郵便局等の待合で動画を流す、市バスやMAYUに動画QRコードを張り付ける等」につきましては、情報発信の手法を工夫し、既存のコンテンツを活かせるよう関係機関とも調整を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

[回答担当] 都市整備部都市計画課歴まち・街路係

第3期桐生市教育大綱では、「桐生の未来を担い、世界に羽ばたく人づくり」を掲げ、地域の特色を生かした教育を通じて、桐生への愛着や桐生を誇りに思う気持ちを育むことを基本理念に据えて、各学校で桐生の良さに触れる学習やフィールドワークを始め、地域の方の話しを聞くなどの体験活動に取り組んでおります。

各学校において行われている、桐生の良さに触れる学習や体験活動については、主に学校行事や生活科、総合的な学習の時間において実施されています。特に、総合的な学習の時間においては、桐生織や染め物、祭などの伝統文化、歴史ある町並みや建造物、豊かな自然、持続可能な農業、地域の魅力を発信する商品等をテーマとし、桐生の良さや特徴について学んでいます。それぞれのテーマにおいて、児童生徒は自分の興味・関心に応じた学習課題を設定し、地域の方々の協力を得ながら探究的な学習を展開しております。これらの学びを通して、児童生徒は、桐生の良さを感じとり、地域に生きる自らの生き方や地域のあるべき姿、関わり方を考えております。

今後につきましても、桐生の良さに触れる学習や体験活動を通して、桐生への愛着や桐生を誇りに思う気持ちを育て、将来に向かって活躍できる人材の育成に努めてまいりたいと思います。

[回答担当] 教育部学校教育課指導係

### 二、歴史まちづくり支援法人の設立

歴史的風致維持向上支援法人（歴まち支援法人）とは、民間団体や市民も含め、地域が一体となって歴史的風致の維持向上を図る観点から組織された、一定の能力を有する法人等であり、歴まち認定都市の長から指定を受けることで、歴史的風致維持向上施設整備の際に、事業に関する知識を有する者の派遣・情報提供、歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する助言を行うなど、地域における歴史的風致の向上を図るために必要な業務を行うことができるもの、と理解しております。

行政機関よりも自由度の高い、専門知識や実績等を有する方々で組織される歴史まちづくり支援法人を立ち上げていただくことは、本市の歴史的風致の維持向上を図るためにも望ましいと考えられ、法人指定後の業務実施の際には、連携した取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

[回答担当] 都市整備部都市計画課歴まち・街路係